

《感染症の取り扱いについて》

以下の感染症と診断された場合は出席停止をさせ、集団感染の防止に努めます。

【学校保健安全法第19条（原文のまま）】

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、またはかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令等で定めるところにより、出席を停止させることができる。

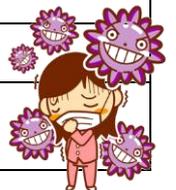
1 出席停止対象疾病

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱、マールブルグ熱、ジフテリア、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）、重症急性呼吸器症候群（SARS）
第2種	インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、結核、風疹（三日ばしか）、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、 新型コロナウイルス感染症
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、手口足病、伝染性紅斑、感染性胃腸炎等）

2 出席停止の基準

第1種：治癒するまで 第2種：下表参照 第3種：感染のおそれなくなるまで

病名	出席停止の期間	潜伏期	感染期間
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで	1～2日	発病後3～4日
新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで	2～7日	発症前2日～発症後7～10日程度
百日咳	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	6～15日	1～4週
麻疹	解熱後3日を経過するまで	10～12日	発疹の出る5日前～出現後4日
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	14～24週	発病7日前～発病後9日
風疹	発疹が消失するまで	2～3週	発疹の出る7日前～発疹後7日
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで	11～20日	発疹の出る1日前～出現後7日
咽頭結膜熱	主症状消滅後2日を経過するまで	5～6日	発病後2～3週間
結核	感染のおそれがないと認められるまで	1～2ヶ月	
髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認められるまで	2～5日	



3 出席停止の手続き

診断書の提出は必要ありませんが、出席停止期間後の登校時に、担任より「学校感染症発生届出書」をもらってください。学校感染症発生届出書は保護者が記入し、受診証明資料として薬の説明書等を添付して担任へご提出ください。